

大家畜特別支援資金に係る確認書

畜産特別支援資金通事業実施要綱別添1の第2の3の(1)のイに基づき、下記の内容を確認した。

年 月 日

(融資機関名)

記

借入希望者	経営形態	資金種類
	1. 酪農 2. 肉専繁殖 3. 肉専肥育又は一貫 4. 乳用種肥育又は一貫 5. 乳用種ほ育苗成	1. 経営改善支援資金(一般、特認) 2. 経営継承資金

確認事項		確認	内容	備考	
共通事項	(1) 大家畜経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲及び能力を有すること。	有している	有していない		
	(2) 借入を希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能である。	可能である	可能でない		
	(3) 「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、チェックシートを作成すること。	可能である	可能でない		
	(4) 償還が終了するまでの間、自ら大家畜経営部門及び経営全体について収支管理を行い、経営改善計画を確実に実施すること。また、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出するとともに、自らも当該財務諸表等を保管すること。	実施する	実施しない		
	(5) 次のいずれかに該当すること。(該当するものに○印を記入)				
	借換えを行う年度に、配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約(以下「契約」という。)の締結をしている者。	締結している	締結していない		
	借換えを行う直近年度及び借換えを行う年度のいずれも契約を締結していない者。	締結している	締結していない		
	借換えを行う直近年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、借換えを行う年度に契約を締結していない者。	合理的な理由がある	合理的な理由がない		
経営改善資金	(6) 法人にあっては、次のいずれかに該当すること。(該当する形態に○印を記入)				
	農事組合法人	農業経営を営んでいる。	営んでいる	営んでいない	
	合名・合資・合同	農業者等が社員の過半を占めている。	占めている	占めていない	
	株式会社(公開会社でない)	農業者等が株主で総数が50人以下である。	株主で50人以下である。	株主でなく50人以下でない。	
	一般社団法人	地方公共団体又は農業者等が表決権の過半を保有している。	保有している	保有していない	
その他					
経営継承資金	(7) 農業を営む個人(1戸法人を含む。)であること。	である	でない		
	(8) 現に大家畜経営に従事している概ね40歳以下の後継者が、借入を希望する年度以降において当該大家畜経営の主たる従事者となることが認められること。				
	現に後継者が大家畜経営に従事している。	従事している	従事していない		
後継者が将来、主たる従事者となると認められる。	認められる	認められない			

頭数要件

区 分	月 齢	借入希望者 飼養頭数	(参考) 下記頭数以上が要件				
			一般		特認		経営 継承
			個人	法人	個人	法人	
乳用成雌牛	概ね 16ヶ月齢以上		15	15	25	25	25
肉専用繁殖雌牛	概ね 14ヶ月齢以上		5	15	10	30	10
肥育 牛	肉専用種	概ね 6ヶ月齢以上	10	30	20	60	20
	乳用種	概ね 6ヶ月齢以上	15	45	30	90	30
乳用種哺育育成牛	概ね 8ヶ月齢以下		15	45	30	90	30

(別記第7-2号様式) [養豚用]

養豚特別支援資金に係る確認書

畜産特別支援資金金融通事業実施要綱別添1の第2の3の(1)のイに基づき、下記の内容を確認した。

年 月 日

(融資機関名)

記

借入希望者	経営形態	資金種類
	1. 繁殖経営 2. 一貫経営 3. 肥育経営	1. 経営改善支援資金 (一般、特認) 2. 経営継承資金

  

確認事項		確認	内容	備考	
共通事項	(1) 養豚経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲及び能力を有すること。	有している	有していない		
	(2) 借入を希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能である。	可能である	可能でない		
	(3) 「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、チェックシートを作成すること。	可能である	可能でない		
	(4) 償還が終了するまでの間、自ら養豚経営部門及び経営全体について収支管理を行い、経営改善計画を確実に実施すること。また、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出するとともに、自らも当該財務諸表等を保管すること。	実施する	実施しない		
	(5) 次のいずれかに該当すること。(該当するものに○印を記入)				
	借換えを行う年度に、配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約(以下「契約」という。)の締結をしている者。	締結している	締結していない		
	借換えを行う直近年度及び借換えを行う年度のいずれも契約を締結していない者。	締結している	締結していない		
	借換えを行う直近年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、借換えを行う年度に契約を締結していない者。	合理的な理由がある	合理的な理由がない		
	(6) 法人にあっては、次のいずれかに該当すること。(該当する形態に○印を記入)				
	農事組合法人 農業経営を営んでいる。	営んでいる	営んでいない		
合名・合資・合同 農業者等が社員の過半を占めている。	占めている	占めていない			
株式会社(公開会社でない) 農業者等が株主で総数が50人以下である。	株主で50人以下である	株主でなく50人以下でない			
一般社団法人 地方公共団体又は農業者等が表決権の過半を保有している。	保有している	保有していない			
その他					
経営改善資金	(7) 農業を営む個人(1戸法人を含む。)であること。	である	でない		
	(8) 現に養豚経営に従事している概ね40歳以下の後継者が、借入を希望する年度以降において当該養豚経営の主たる従事者となることが認められること。	現に後継者が養豚経営に従事している。	従事している	従事していない	
		後継者が将来、主たる従事者となると認められる。	認められる	認められない	

頭数要件

区 分	月 齢 等	借入希望者 飼養頭数	(参考) 下記頭数以上が要件				
			一般		特認		経営 継承
			個人	法人	個人	法人	
養豚繁殖経営	概ね6ヶ月齢以上		30	90	45	135	45
養豚肥育経営又 は一貫経営	概ね体重30kg以上		300	900	450	1350	450